

選択的夫婦別姓制度に関する議論についての意見書

我が国では、民法で、婚姻に際し、夫婦のいずれか一方が姓を改めることとされているが、望まない改姓は、自己同一性の喪失による苦痛を伴うことから、結婚後も、夫婦それぞれが結婚前の姓を称することができる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声がある。

一方で、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の在り方に深く関わる事柄であるため、内閣府の世論調査で導入の賛否が拮抗するなど、国民の間に様々な意見が存在することが明らかとなっている。

こうした中、国は、身分証明書として使われるパスポートや運転免許証、住民票等の旧姓併記を認めるなど、婚姻前の姓を通称として利用できる領域を拡大してきた。

しかしながら、通称の利用については、婚姻の有無や姓をめぐる自らの信条を不必要に露見させる可能性があることや、個人を識別する際に誤りが生じるおそれがあること、ダブルネームの管理によるコストの増大などの課題が指摘されている。

また、平成27年12月及び令和3年6月の裁判において、最高裁判所から、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ判断されるべきである旨が付言されているが、現在の所、国会での審議には至っていない。

よって、国におかれては、国民の間に様々な意見があることを踏まえ、選択的夫婦別姓制度に関する議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月12日

殿

愛知県議会議長
坂田憲治

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
女性活躍担当大臣

参議院議長
法務大臣
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)